

第25回期 第24回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和7年6月18日(水) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員9人)

会 長	10番	白川	清一
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
推 進 委 員	(簗 輪 ・ 袖 山)	関根	盛夫
同	(中 根 松)	会田	信二
同	(大 草)	斎藤	良文
同	(小 貫 ・ 太 田 輪)	薄井	常義
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	須藤	寿行
同	(里 白 石 ・ 福 貴 作)	鈴木	政吉
同	(山 白 石)	我妻	伸司
同	(山 白 石)	岡田	勇弥
同	(東 大 畑 ・ 畑 田)	小室	一男

4 欠席委員(委員1名)

推 進 委 員 (浅 川 ・ 滝 輪) 緑川 孝雄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 関根 恵美子

主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第24回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日もご多忙のなか、また暑い中ご参集頂き誠にありがとうございました。 令和の米騒動で、毎日のように備蓄米の価格の話、輸入米の話、作況指数の発表は止めるとかなど新聞テレビ等で賑わしております。さらに中東情勢の悪化もでてまいりました。生産者ばかりがいじめられているようですが、それに負けないように皆さんとともに頑張っていきたいと考えております。 天気の方は、先週土曜日には東北地方も梅雨に入った模様との宣言がありました。土曜日と日曜日の午前中雨が降っただけでその後、気温も毎日30度超えのうだるような暑さでございます。どうか皆さん体調管理に気を付けて頂き農作業に、また、農業委員活動に頑張ってもらえればと考えております。 本日の議案は、63号の1件でございますが、総会終了後には、関係団体との連携会議が予定されております。本日も長時間となりますが、皆様のご協力と慎重審議をよろしくお願いいたしまして挨拶いたします。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第24回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、9番、酒井秀忠委員、1番、兼子泰彦委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第63号、農地法3条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。 （議案第63号①朗読）</p>
事務局長	<p>（議案第63号①朗読）</p>

<p>会 長</p> <p>岡田委員</p>	<p>議案第63号①について、山白石地区推進委員 岡田勇弥委員の調査報告及び意見を求めます。</p> <p>山白石地区担当推進委員の岡田です。</p> <p>議案63号 農地法第3条許可申請の①について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。</p> <p>譲渡人 **** ****さん、譲受人 **** ****さん、以下記載のとおりです。</p> <p>6月8日 日曜日午前8時より、地区副担当の須藤委員、我妻推進委員及び譲渡人、譲受人立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>今回の申請の理由は、現在譲受人が耕作している農地と隣接している田と畑を経営規模拡大のために取得する内容となっております。</p> <p>譲渡人は、ご両親が亡くなられた後にこれらの農地を相続されましたが、耕作の経験が少ないうえ、現在の住居からも遠く維持管理が難しいということで、親戚である譲受人に耕作や維持管理を依頼することとなりました。</p> <p>譲受人は現在、耕作を中心として田畑合わせて*町*反分以上耕作しており、大型農機具なども備え、意欲的に取り組んでいます。</p> <p>今回の申請地は町道 ****線とその支線に囲まれた場所にあり譲受人の住居から数百メートルもない近距離のため、経営規模拡大には好条件の農地となっております。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項の1号から6号まで何ら問題なく許可相当であると見てきましたので、審議をお願いします。</p>
<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>今回の申請については、農業経営拡大のための売買ということで申請がありました。譲受人である****さんについては、****にて水稻、野菜を生産している農家さんであります。居住地である****地区を中心に作付けをされていることから、****地区と隣接している当該農地の取得に至ったものです。取得後は地域の水利調整や利用調整に協力し、道路や水路、ため池などの共同利用施設の取決めを遵守し、水稻の栽培を行うとのことでした。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて、いずれにも該当するものがなく問題ないものと思われまます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します議案第63号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第63号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第63号、農地法第3条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に、その他に入ります。</p> <p>(1) 令和8年度農業施策に関する要望事項の検討について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本件については、福島県農業会議より、令和7年4月24日付けで農業委員会会長宛に依頼文がありました。内容については議案書と一緒に送付させていただいておりますが、農業委員会総会において検討すべき項目ごとに情報共有と意見交換を行い、政策に対する提案や要望事項等を農業会議に提出するものです。</p> <p>今一度資料に目を通していただき、この場で浅川町農業委員会としての意見等を取りまとめしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より説明がありましたが、少々お時間をとりますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。</p> <p>(資料に再度目を通る時間を少々とる)</p> <p>それでは、どうでしょうか。みなさんから令和8年度の農業施策について要望やご意見等ございますか。</p>
<p>鈴木推進委員</p>	<p>新たな担い手や後継者が不足している現状から、新規就農者育成総合対策の経営開始資金については、所年齢制限を撤廃し、安心して持続可能な農業経営が確立されるよう支援してほしい。</p>
<p>須藤委員</p>	<p>本町においては、認定農業者や認定新規就農者等の中心経営体だけでなく、兼業農家を含む多くの中小規模の経営体が耕作している。中小規模の経営体に対して、安定した生産が望める支援してほしい。</p>
<p>斎藤推進委員</p>	<p>気候変動による高温対策として、品種改良や二毛作の導入支援など、安定的な生産が確立される施策を検討してほしい。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、検討の結果、3つの要望事項を農業会議に報告することと</p>

<p>事務局長</p>	<p>し、文面については事務局に一任するという事で異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それではそのように決定いたします。</p> <p>その他、皆さんから何かございませんか。なければ事務局より連絡事項お願いします。</p> <p>次回総会 7月17日（木）午後1時30分予定です。</p> <p>5月の活動記録簿を提出して下さい。</p>
<p>生田目主査</p>	<p>前回総会にて委員さんより質問がありました現地確認の招集範囲について、農業会議に確認した結果、農業委員会で実施する現地確認については農地法や農業委員会法、通知等で誰が行うなどは明記されていませんので、農業委員や事務局職員の確認だけで確認できる場合は立会人がなくても事務処理上問題はありません。</p> <p>ただし、農地法事務処理基準には、「農業委員会は、許可の判断をするに当たっては、人工衛星若しくは無人航空機の利用その他の手段により得られる動画若しくは画像を活用すること等による調査又は現地調査を行うこととし、その際に留意すべき点は、次のとおりである。」との記載があることから、必要に応じて関係者の立ち合いを求めることが出来るとされています。</p> <p>浅川町農業委員会では、許可相当と判断するための材料として当事者の話を聞くこと、また不正な申請を未然に防ぐという点から、譲渡人、譲受人にも現地確認を依頼しできるだけ立ち合いをお願いしていたという経過がありました。</p> <p>また、農地転用を伴う農地法第4条、第5条申請の場合は譲渡人、譲受人ともに代理人に手続きを全て任せていることが多いことから、代理人である行政書士にも立ち合いを依頼していました。</p> <p>以上の点を踏まえて、今後は次の通りの取扱いとします。</p> <p>まず、農地転用を伴わない農地法第3条、または農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積促進計画に関する意見決定等の場合は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 譲受人及び譲渡人がどちらも立ち合いできる場合は両方に依頼する。 2 譲受人または譲渡人のどちらかが身体的、距離的都合などで立ち合いできない場合はどちらか1名に依頼する。ただし、その1名が手続きを全て代理人に任せきりで詳しい内容を説明できない等の申し出があった場合は代理人にも立ち合いを依頼する。 3 譲受人及び譲渡人の両方が身体的、距離的都合などにより立会いできない場合は代理人に立ち合いを依頼する。 <p>次に、農地転用を伴う農地法第4条または第5条申請の場合は、</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>1 代理人に立ち合いを依頼する</p> <p>2 譲渡人、譲受人にも、立ち合いを依頼する。ただし、代理人の立ち合いで十分な現地確認が行える場合は必須ではない。とします。</p> <p>また、以上を踏まえ、議案書と同時に推進委員さんへ送付する調査委依頼文には、</p> <p>4条、5条申請の場合は「譲渡人、譲受人、代理人」 それ以外の場合は「譲渡人、譲受人」 の連絡先を記載することとします。</p> <p>以上に基づいて現地確認の依頼をした際に、他の市町村では違う、等と言われることもあるかもしれませんが、浅川町農業委員会ではこのようにルールを決めて現地確認を実施していることを委員さんからご説明いただき、適切な現地確認が実施できるよう連絡調整をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。</p> <p>それでは、以上を持ちまして第24回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。</p>
------------------------	---

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)